

袋井市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント制度に関する基本的事項を定めることにより、政策形成過程における市民の行政参画の機会を提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすことで、行政運営の透明性の向上を図り、市民参加型の公平公正で開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント制度 市の基本的な計画又は条例等(以下「政策等」という。)の策定過程において、案の段階で趣旨、内容等を広く公表し、市民等から意見又は提案(以下「意見等」という。)を求め、寄せられた意見等に対して市の考え方を明らかにするとともに、寄せられた意見等を考慮して実施機関の意思決定を行う一連の手続

(2) 実施機関 市長(公営企業管理者の権限を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

(3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有するものその他パブリックコメント制度に係る事案に利害を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象は、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる政策等の制定又は改廃のうち、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的な施策に関する計画指針を定めるもの

(2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とするもの

(3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とするもの(ただし、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認めるもの

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメント制度を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 政策等の策定に当たり、意見聴取の手續等が法令等により定められている場合
- (4) 政策等の策定に当たり、審議会等の附属機関又はこれに類する機関が、パブリックコメント制度に準じた手續を経て策定した報告、答申等に基づき実施機関が立案する場合

(公表の時期)

第 5 条 実施機関は、第 3 条各号に掲げる政策等を策定しようとするときは、あらかじめ策定の意思決定前に相当の期間を設けて、案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、次に掲げる資料を添えて行うものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 立案した際の実施機関の考え方及び論点
- (3) その他参考資料

(公表の方法)

第 6 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 袋井市広報紙への掲載
- (2) 袋井市ホームページへの掲載
- (3) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

3 パブリックコメント制度の実施に際しては、第 1 項各号に掲げる方法により、案件名等を事前に予告することができる。

(予告)

第 7 条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第 2 項各号に掲げる資料(以下「政策等の案等」という。)を公表するときは、あらかじめ次に掲げる事項を、広報紙への掲載及びインターネットを利用した閲覧の方法等により、予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 政策等の案等の入手方法

(意見等の提出)

第8条 実施機関は、原則として、公表した日から起算して30日以上の提出期間を、市民等が意見等を提出するための必要な期間として確保するものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への持参

(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便

(3) 電子メール

(4) ファクシミリ

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認める方法

3 意見等の提出をしようとする市民等は、原則として住所、氏名又は団体名及び電話番号を明示するものとする。

(提出された意見等の取扱)

第9条 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等について意思決定を行ったときは、最終案のほかに、市民等から提出された意見等をまとめ、公表するものとする。

3 前項の案等の公表の際に、意見提出者の氏名その他の個人情報を公表する予定であることを明示しているときは、その旨を公表するものとする。

4 前2項に規定する公表は、第6条第1項各号に掲げる方法により行うものとする。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、パブリックコメント制度を実施している政策等についてその一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、案の公表日、意見募集期間、案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際既に立案過程にある政策等については、この告示の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この告示の規定に準じた手続を実施するものとする。

附 則

この告示は、平成19年11月30日から施行する。